【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年６月11日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　大場　昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目３番１号
【事務連絡者氏名】	尾崎　正幸
【電話番号】	０３－３２１２－８４２１
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	東京海上Roggeニッポン海外債券ファンド（為替ヘッジあり）（年１回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	当初自己設定　　100万円 継続申込期間　　上限　１兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年８月27日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年３月31日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）について、半期報告書の提出に伴う新たな情報の更新、および原届出書記載事項の一部に訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部＿＿＿＿は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は、原届出書が更新されます。また＜追加＞の記載事項は原届出書に追加されます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１ ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

＜更新後＞

（略）

④ ファンドの特色

1．主として日系発行体の外貨建て債券等に投資します

- 主として「東京海上Rogge（ロゲー）ニッポン海外債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」受益証券を通じて、日系発行体（日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等）が世界で発行する外貨建ての債券や優先出資証券※1等※2に投資を行い、為替ヘッジ後利回りを勘案して、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

  ※1 外国で発行する優先出資証券の性質を有するものを含みます。※2 MTN（ミディアムタームノート）、劣後債、短期証券等を含みます。

- 流動性確保あるいは投資環境等の観点から、短期金融商品や国債等に投資する場合があります。
- 原則として、投資適格※3の格付けを有する発行体（母体企業の格付けを含みます。）が発行する債券等を投資対象とします。

  ※3 Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社（2014年4月現在）のいずれかからBBB格相当以上の格付けを取得しているものを指します。

- マザーファンドの運用の指図に関する権限を、英国の投資顧問会社「東京海上Rogge（ロゲー）社」に委託します。

2．原則として、為替ヘッジを行います

- 為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクを抑えます。

投資適格債に投資

格付け（S&P社）と信用力

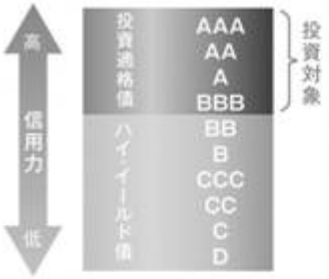

マザーファンドは、原則としてMoody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社（2014年4月現在）のいずれかからBBB格相当以上の格付けを取得している債券等に投資を行います。

格付けとは

- 格付機関が金融機関を含めた社債等の発行会社について、債務の支払能力等を評価するものです。
- 一般的に、投資適格債は元本や利息の支払いが相対的に安全であると評価されている債券で、S&P社等の格付機関により、BBB格以上と格付けされた債券のことを指します。また、BB格以下と格付けされた債券はハイ・イールド債と呼ばれています。

参考：北米、欧州通貨建て債券の主な発行体　2014年4月末現在

北米通貨建て	欧州通貨建て
BTMUキュラソー・ホールディング	アメリカン ホンダ　ファイナンス
NTTファイナンス	国際協力銀行
アメリカン ホンダ　ファイナンス	新生銀行
オリックス	地方公共団体金融機構
国際協力銀行	トヨタ モーター クレジット
第一生命保険	トヨタ モーター ファイナンス オーストラリア
武田薬品工業	トヨタ モーター ファイナンス オランダ
大和証券グループ	日本政策投資銀行
地方公共団体金融機構	野村ヨーロッパファイナンスエヌブイ
東京都	野村銀行インターナショナルPLC
トヨタ モーター クレジット	東日本旅客鉄道
トヨタ モーター ファイナンス オランダ	富国生命保険
日本政策投資銀行	三井住友銀行
日本生命保険	
日本電信電話	
野村ホールディングス	
米国日産販売金融子会社	
みずほ銀行	
みずほファイナンス（キュラソー）エヌブイ	
みずほファイナンス（ケイマン）リミテッド	
三井住友銀行	
三井住友銀行ニューヨーク支店	
三井住友信託銀行	
三菱商事	
三菱UFJ信託銀行ニューヨーク支店	
三菱東京UFJ銀行	
りそな銀行	

※上記の他、私募発行した発行体、MTNプログラム枠を設定済みの発行体等があります。
※上記（発行体名称を含む）は委託会社が調査したものであり、すべての発行体を示したものではありません。また、上記発行体の債券等を推奨したり、ファンドへの組み入れを示唆・保証するものではありません。

日系発行体が世界で発行する外貨建て債券の魅力

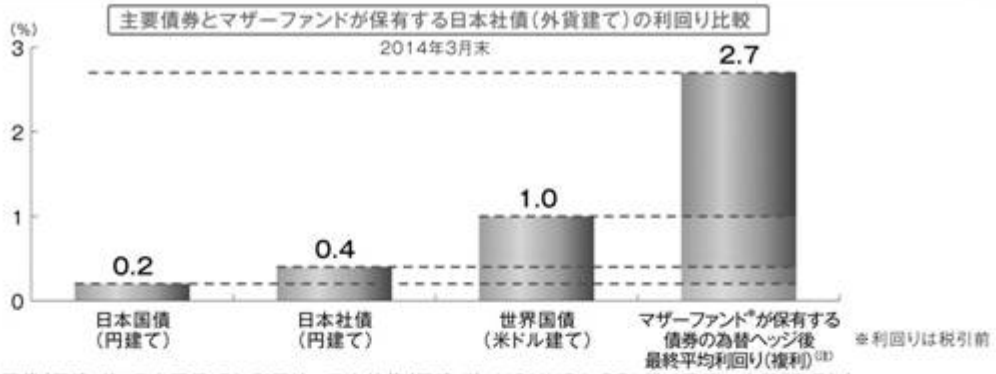

日本国債（円建て）：日本国債 5年利回り　日本社債（円建て）：NOMURA-BPI 除く国債　中期（3-7年）
世界国債（米ドル建て）：シティ世界国債インデックス（3-5年・米ドルベース）
*東京海上Rogge(※)ニッポン海外債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

●現在の金利状況が変更になった場合には上記のようにならないことがあります。
●上記は過去の実績および過去のデータを基にシミュレーションしたものであり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。
●日本国債（円建て）・日本社債（円建て）・世界国債（米ドル建て）の利回りは、当ファンドに組み入れる債券の利回りではありません。

※最終平均利回りは、繰上償還条項が付与されている銘柄については基準日以降最初の繰上償還予定日を使用し、平均利回りを計算しています。
※為替ヘッジ後の最終平均利回りは、2014年3月末時点の最終平均利回りから年率換算のヘッジコストを差し引いたものです。
※ヘッジコストは、2014年3月末時点の日本円とヘッジ対象通貨の3ヵ月先渡為替レートをスポットレートで割り、年率換算しています。
（注）作成基準日時点での通貨構成比率を基に為替ヘッジのコストが一定であると仮定して、委託会社が独自に算出したものであり、実際の利回りとは異なります。当該利回りは、作成基準日時点でのマザーファンドが保有する債券のものであり、ファンドの利回りではありません。内外短期金利差の拡大等により、今後、為替ヘッジコストが変化した場合や保有債券の信用状況等が変化した場合は、上記のようにならないことがあります。

上記で使用するインデックスは、野村證券、Citigroup Index LLCが公表する指数であり、その知的財産は各社に帰属します。また、各社は対象インデックスについて、正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではありません。

出所：Thomson Datastream、野村證券、Citigroup Index LLC

為替ヘッジについて

為替ヘッジとは

○外貨建て資産を組み入れた際に、為替変動リスクを低減するために用いられる手法です。
○一般的に、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。

《ヘッジコスト》
為替ヘッジを行う際にかかる費用（コスト）を指します。

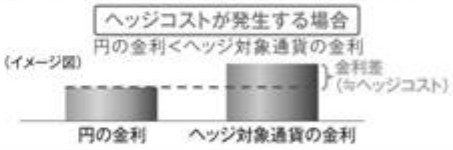

出所：ブルームバーグ

※短期金利差は日本円と主要通貨の短期金利（3カ月LIBOR）の差分で計算

▶足元、日本円と主要通貨の短期金利差は縮小しており、為替ヘッジを行う際のヘッジコストは低下しています。
▶現時点での金利状況下においては、日本円の投資家は為替ヘッジを行っても、なお外貨建て債券の好利回りに加え、社債と国債の利回り格差（スプレッド）の享受が期待できます。

（上記は為替ヘッジの仕組みをご理解いただくために例示したものであり、短期金利差が拡大した場合は、上記のようにならないことがあります。）

●上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

円建て債券と外貨建て債券（為替ヘッジ後）の利回り比較

○同じ信用力でも、債券の国内外での利回りには格差があります。
○この利回り格差は、現時点での金利状況下においては為替ヘッジのコストを差し引いた後においても、なお魅力的な水準にあります。
（利回り格差の縮小や短期金利差の拡大等により、上記のようにならないことがあります。）

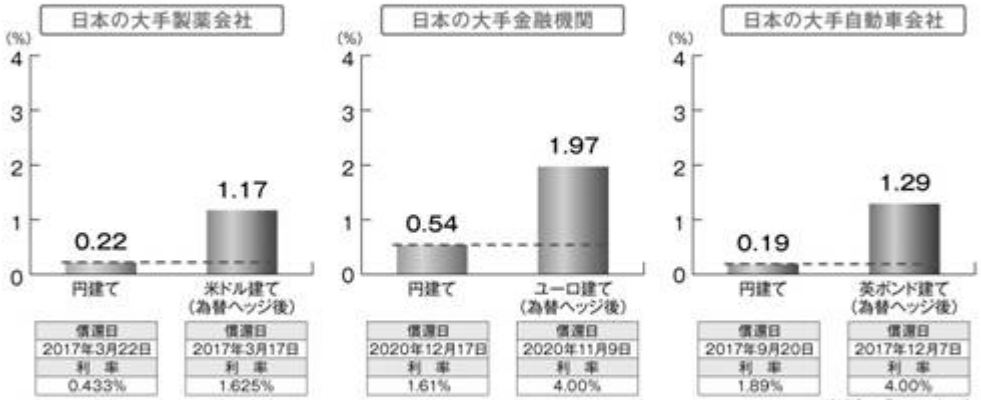

出所：ブルームバーグ

※ 各円建て債券の利回りは最終利回りです。
※ 為替ヘッジ後の利回りは、2014年4月末時点の各債券の最終利回りから年率換算のヘッジコストを差し引いたものです。
※ ヘッジコストは、2014年4月末時点の日本円とヘッジ対象通貨の短期金利（3カ月LIBOR）の差分を使用しています。
※ 上記銘柄には金融子会社発行銘柄を含みます。

●上記は過去のデータを基にシミュレーションしたものであり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。また、ファンドの利回りや実際のファンドに組み入れる債券の利回りを示すものではありません。
●上記は、2014年4月末時点における日系発行体が発行する債券の利回りイメージの一部を紹介するものであり、ファンドにおける組み入れを示唆・保証するものではありません。また、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。

英国の投資顧問会社「東京海上Rogge社」について

社名	東京海上Rogge社（Tokio Marine Rogge Asset Management Limited）
所在地	英国ロンドン
設立	2003年9月
設立母体（出資比率）	東京海上アセットマネジメント 50% Rogge社（Rogge Global Partners PLC） 50%
受託残高 （2013年12月末現在）	投資一任契約受託残高 1兆3,048億円 投資信託受託残高 1,796億円

東京海上Rogge社は、英国のグローバル債券運用のスペシャリストであるRogge社の運用ノウハウを活用し、運用を行います。

グローバル債券運用に特化する少数精鋭のプロフェッショナル集団、Rogge社の横顔。

●設立当初からグローバル債券運用に特化
国際債券市場の中心である英国ロンドンで1984年に設立されたRogge社は、当初からグローバル債券の運用に特化した会社です。

●約6.1兆円の受託残高（2013年12月末現在）
欧米やアジアに多くの顧客を抱えています。

●経験豊富な運用チームが信頼感を醸成
平均20年以上の経験を有するシニアファンドマネージャー中心にチーム運用を行っています。

※ 受託残高は、東京海上Rogge社受託分を含みます。
出所：東京海上Rogge社のデータを基に東京海上アセットマネジメント作成。

ファンドのしくみ

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。

※市況動向等の事情によっては上記の運用ができない場合があります。
※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(3)　ファンドの仕組み

＜訂正前＞

（略）

② 委託会社の概況

・名称　　東京海上アセットマネジメント投信株式会社

・資本金の額　20億円（平成25年６月末日現在）

・会社の沿革

昭和60年12月　東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金２億円で設立

昭和62年２月　投資顧問業者として登録

同年６月　投資一任業務認可取得

平成３年４月　国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年５月　東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年９月　金融商品取引業者として登録

・大株主の状況（平成25年６月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目２番１号	38,300株	100.0%

＜訂正後＞

（略）

② 委託会社の概況

・名称　　東京海上アセットマネジメント投信株式会社

・資本金の額　20億円（平成26年４月末日現在）

・会社の沿革

昭和60年12月　東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金２億円で設立

昭和62年２月　投資顧問業者として登録

同年６月　投資一任業務認可取得

平成３年４月　国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年５月　東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年９月　金融商品取引業者として登録

・大株主の状況（平成26年４月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目２番１号	38,300株	100.0%

2　投資方針

(3) 運用体制

＜訂正前＞

（略）

当ファンドは債券運用部グローバル債券運用グループ（13名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（５名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画など

ファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「３ 投資リスク」の「３.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

（略）

（上記の体制や人員等については、平成25年６月末日現在）

＜訂正後＞

（略）

当ファンドは債券運用部グローバル債券運用グループ（12名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（５名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「３ 投資リスク」の「３.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

（略）

（上記の体制や人員等については、平成26年５月１日現在）

４ 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

＜訂正前＞

（略）

＜個人の受益者に対する課税＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%、地方税３%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%、地方税３%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※１）は課税されません。

平成26年１月１日以降においては、源泉徴収税率は20.315%（所得税15.315%、地方税５%）となり、申告分離課税を選択した場合の税率は20.315%（所得税15.315%、地方税５%）となります。

解約時および償還時の譲渡益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%、地方税３%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

平成26年１月１日以降の税率は、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）となります。

（略）

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、平成26年１月１日以降の非課税制度です。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜法人の受益者に対する課税＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※２）超過額については、平成25年12月31日までは7.147%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※１）は課税されません。

平成26年１月１日以降の所得税の源泉徴収税率は15.315%となります。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

（略）

＜訂正後＞

（略）

＜個人の受益者に対する課税＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※１）は課税されません。

解約時および償還時の譲渡益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

（略）

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜法人の受益者に対する課税＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※２）超過額については、15.315%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※１）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

（略）

5 運用状況

「(1) 投資状況」、「(3) 運用実績」、「(4) 設定及び解約の実績」および＜参考情報＞については、以下の内容に更新されます。

＜更新後＞

以下は平成26年4月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,970,807	100.14
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△5,621	△0.14
合計（純資産総額）		3,965,186	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
地方債証券	日本	488,781,708	8.92
特殊債券	日本	957,926,833	17.48
社債券	日本	3,140,354,590	57.31
	アメリカ	300,727,595	5.48
	ケイマン	481,911,025	8.79
	小計	3,922,993,210	71.59
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		109,538,914	1.99
合計（純資産総額）		5,479,240,665	100.00

(3) 運用実績

① 純資産の推移

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額(円)（分配落）	1口当たり純資産額(円)（分配付）
平成25年	9月末日	53	－	1.0156	－
	10月末日	54	－	1.0293	－
	11月末日	54	－	1.0296	－
	12月末日	54	－	1.0246	－
平成26年	1月末日	55	－	1.0409	－
	2月末日	3	－	1.0477	－
	3月末日	3	－	1.0490	－
	4月末日	3	－	1.0540	－

② 分配の推移
該当事項はありません。

③ 収益率の推移

期	年月日	収益率（%）（分配付）
自　平成25年 9月12日 至　平成26年 4月30日		5.4

(4) 設定及び解約の実績

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
自　平成25年 9月12日 至　平成26年 4月30日	53,139,948	49,377,839	3,762,109

＜参考情報＞

（平成26年４月30日現在）

基準価額、パフォーマンス等の状況

●基準価額・純資産総額の推移

※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。
※設定日は2013年9月12日です。

●基準価額・純資産総額

基準価額	10,540円
純資産総額	4百万円

●騰落率（税引前分配金再投資、%）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+0.48	+1.26	+2.40	−	−	+5.40

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

●分配の推移（1万口当たり、税引前）

第1期	2014年6月20日	
第2期	2015年6月22日	
第3期	2016年6月20日	
第4期	2017年6月20日	
第5期	2018年6月20日	
設定来累計		−

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。
分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

●資産構成

資産	比率(%)
外国債券	98.0
短期金融資産等	2.0
合計	100.0

純資産総額	5,479百万円

※外国債券は、優先出資証券等を含みます。
※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。為替ヘッジに伴う評価損益等を含みますので、マイナスになる場合があります。
※比率は純資産総額に占める割合です。

●保有債券の属性情報

平均残存期間(年)	6.07
平均修正デュレーション(年)	5.23
平均クーポン(%)	3.72
最終平均利回り(複利、%)*	2.87
平均格付	A+

※保有債券の時価評価額を基に計算しています。
※繰上償還条項が付与されている銘柄は、基準日以降最初の繰上償還予定日を使用して計算しています。平均格付は、格付毎に点数化(例えばAAAは26、AA+は25等)し、加重平均した結果を四捨五入して表示しており、当ファンドの格付ではありません。また、保有債券のうち、格付が取得できない場合は、除外して計算しています。
*は為替ヘッジ前の最終平均利回り(複利)です。

●保有債券の通貨別比率

通貨名	比率(%)
米ドル	82.1
英ポンド	12.9
ユーロ	5.1
その他	0.0

※比率は保有債券の時価総額に占める割合です。

●格付別構成比率

格付	比率(%)
AAA格	0.0
AA格	46.5
A格	53.5
BBB格	0.0
その他	0.0

※比率は保有債券の時価総額に占める割合です。
※+・−等の符号は省略して表示しています。

●組入上位10銘柄

	銘柄名		クーポン(%)	償還日	通貨	格付	比率(%)
1	国際協力銀行	JAPAN BANK COOP	2.625	2020/12/15	GBP	AA−	12.6
2	オリックス	ORIX CORP	3.750	2017/3/9	USD	A+	8.8
3	三井住友海上火災保険	MITSUI SUMITOMO	7.000	2022/3/15	USD	A−	8.0
4	みずほフィナンシャルグループ	MIZUHO FIN GROUP	4.200	2022/7/18	USD	A	6.2
5	米国日産販売金融会社	NISSAN MOTOR ACC	1.950	2017/9/12	USD	A+	5.5
6	三井住友銀行	SUMITOMO MITSUI	4.000	2020/11/9	EUR	A+	5.0
7	三菱東京UFJ銀行	BK TOKYO-MIT UFJ	4.100	2023/9/9	USD	AA−	4.9
8	地方公共団体金融機構	JPN FIN ORG MUNI	4.000	2021/1/13	USD	AA−	4.9
9	東京都	TOKYO METRO GOVT	1.625	2018/6/6	USD	AA−	4.7
10	日本生命保険	NIPPON LIFE INS	5.000	2022/10/18	USD	A	4.6

※比率は純資産総額に占める割合です。繰上償還条項が付与されている銘柄は、基準日以降最初の繰上償還予定日を表示しています。

組入銘柄数	21

(注)格付はMoody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、原則として、個別債券格付、母体企業格付の中から上位の格付を集計、記載し、それらがBBB−以上に該当しない銘柄については、発行体格付を含めて集計、記載しています。

年間収益率の推移

※当ファンドのベンチマークはありません。

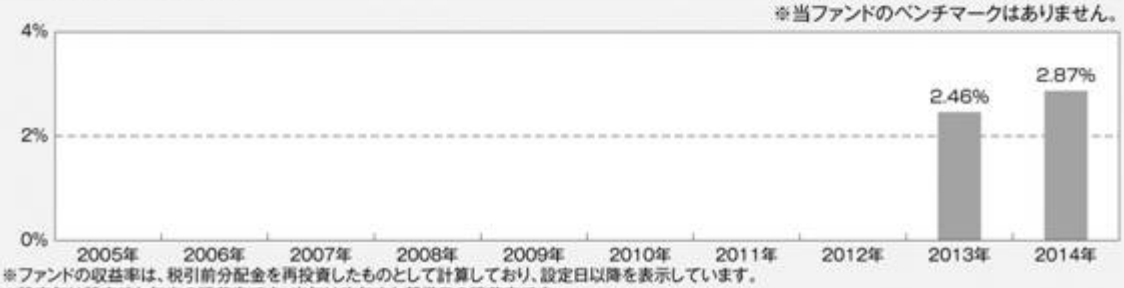

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。
※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。
※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第３【ファンドの経理状況】

１ 財務諸表

＜追加＞

(1)　当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当中間計算期間（平成25年9月12日から平成26年3月11日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

東京海上Roggeニッポン海外債券ファンド（為替ヘッジあり）（年１回決算型）

(1) 中間貸借対照表

		当中間計算期間末 平成26年 3月11日現在
区　　分	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		3,888,790
未収入金		234,278
流動資産合計		4,123,068
資産合計		4,123,068
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		4,789
未払委託者報酬		227,196
その他未払費用		2,293
流動負債合計		234,278
負債合計		234,278
純資産の部		
元本等		
元本	※1	3,714,988
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）		173,802
(分配準備積立金)		―
元本等合計		3,888,790
純資産合計		3,888,790
負債純資産合計		4,123,068

(2) 中間損益及び剰余金計算書

		当中間計算期間 自 平成25年 9月12日 至 平成26年 3月11日
区　　分	注記番号	金額（円）
営業収益		

有価証券売買等損益		1,690,294
営業収益合計		1,690,294
営業費用		
受託者報酬		4,789
委託者報酬	※1	227,196
その他費用		2,293
営業費用合計		234,278
営業利益又は営業損失（△）		1,456,016
経常利益又は経常損失（△）		1,456,016
中間純利益又は中間純損失（△）		1,456,016
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）		1,328,957
期首剰余金又は期首欠損金（△）		—
剰余金増加額又は欠損金減少額		668,210
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		668,210
剰余金減少額又は欠損金増加額		621,467
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		621,467
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—
中間剰余金又は中間欠損金（△）		173,802

(3) 中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	当中間計算期間 自 平成25年 9月12日 至 平成26年 3月11日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区　　分	当中間計算期間末 平成26年 3月11日現在
1.※1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	52,092,827円
期中一部解約元本額	49,377,839円
2.※1 中間計算期間末日における受益権の総数	3,714,988口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

当中間計算期間 自 平成25年 9月12日 至 平成26年 3月11日

※1　投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用 純資産総額に対して年10,000分の33の率を乗じて得た金額

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区　　分	当中間計算期間末 平成26年 3月11日現在
1．中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（1口当たり情報に関する注記）

当中間計算期間末 平成26年 3月11日現在	
1口当たり純資産額	1.0468円
（1万口当たり純資産額	10,468円）

（ご参考）

当ファンドは、「東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」の状況

(1) 貸借対照表

		平成26年 3月11日現在
区　　分	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		64,456,344
コール・ローン		54,325,570
地方債証券		435,612,834
特殊債券		268,197,504

社債券		4,543,912,684
未収入金		2,865,694
未収利息		40,213,408
前払費用		1,244,506
流動資産合計		5,410,828,544
資産合計		5,410,828,544
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		60,780,418
未払金		64,006
未払解約金		234,278
流動負債合計		61,078,702
負債合計		61,078,702
純資産の部		
元本等		
元本	※1	4,357,234,509
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		992,515,333
元本等合計		5,349,749,842
純資産合計		5,349,749,842
負債純資産合計		5,410,828,544

(2) 注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	自 平成25年 9月12日 至 平成26年 3月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	平成26年 3月11日現在
1.※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,196,561,359円
同期中における追加設定元本額	346,807,944円
同期中における一部解約元本額	186,134,794円
同中間期末における元本額	4,357,234,509円
元本の内訳＊	
東京海上Roggeニッポン海外債券ファンド（為替ヘッジあり）	4,354,067,226円
東京海上Roggeニッポン海外債券ファンド（為替ヘッジあり）（年１回決算型）	3,167,283円
計	4,357,234,509円
2.※1 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	4,357,234,509口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区　　分	平成26年 3月11日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成26年3月11日現在）

（単位：円）

区分	種　類	契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	5,291,811,514	―	5,352,591,932	△60,780,418
	米ドル	4,332,820,086	―	4,377,883,043	△45,062,957
	ユーロ	278,051,048	―	286,705,670	△8,654,622
	英ポンド	680,940,380	―	688,003,219	△7,062,839
合計		5,291,811,514	―	5,352,591,932	△60,780,418

(注)1.時価の算定方法
(1) 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・ 同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
・ 同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
(2) 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2.換算において円未満の端数は切り捨てております。
3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報に関する注記）

平成26年 3月11日現在	
1口当たり純資産額	1.2278円
（1万口当たり純資産額	12,278円）

第三部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】
１ 委託会社等の概況
＜訂正前＞
　平成25年６月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。
（略）

＜訂正後＞
　平成26年４月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。
（略）

２ 事業の内容及び営業の概況
＜訂正前＞
（略）
　平成25年６月28日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	8,204
追加型株式投資信託	119	1,826,870
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	13	69,248
合計	133	1,904,323

＜訂正後＞
（略）
　平成26年４月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	4,083
追加型株式投資信託	130	1,849,644
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	13	62,483
合計	144	1,916,210

次へ

３ 委託会社等の経理状況

＜訂正前＞

１．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第28期事業年度（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

＜訂正後＞

１．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
　また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第28期事業年度（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
　また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間会計期間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の 第三部 委託会社等の情報　第１ 委託会社等の概況　３ 委託会社等の経理状況 につきましては、前記の訂正のほか、「中間財務諸表」として以下の内容が追加されます。

中間財務諸表

（イ）中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間 （平成25年９月30日）	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		6,848,016
前払費用		116,070
未収委託者報酬		1,740,897
未収収益		2,776,567
未収入金		27,471
繰延税金資産		380,142
その他の流動資産		37,133
流動資産計		11,926,300
固定資産		
有形固定資産	＊１	198,398
建物		113,374
器具備品		85,023
無形固定資産		3,144
電話加入権		3,144
投資その他の資産		791,302
投資有価証券		24,232
関係会社株式		254,342
その他の関係会社有価証券		31,189
長期前払費用		71,452
敷金		288,908
繰延税金資産		121,177
固定資産計		992,845

資産合計		12,919,145
負債の部		
流動負債		
預り金		37,832
未払金		1,622,139
未払手数料		511,145
その他未払金		1,110,993
未払費用		98,905
未払消費税等	＊２	91,593
未払法人税等		974,000
前受収益		279,041
賞与引当金		367,428
流動負債計		3,470,940
固定負債		
退職給付引当金		134,170
役員退職慰労引当金		34,330
固定負債計		168,500
負債合計		3,639,440
純資産の部		
株主資本		9,277,994
資本金		2,000,000
利益剰余金		7,277,994
利益準備金		500,000
その他利益剰余金		6,777,994
繰越利益剰余金		6,777,994
評価・換算差額等		1,710
その他有価証券評価差額金		1,710
純資産合計		9,279,704
負債・純資産合計		12,919,145

（ロ）中間損益計算書

（単位：千円）

当中間会計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）	
営業収益	
委託者報酬	4,324,522
運用受託報酬	3,932,401
投資助言報酬	13,663
その他営業収益	736
営業収益計	8,271,324
営業費用	
支払手数料	1,830,991
広告宣伝費	72,463
公告費	1,190
調査費	2,284,408
調査費	653,510
委託調査費	1,630,897
委託計算費	40,739
営業雑経費	76,716
通信費	14,132
印刷費	41,249

協会費		13,126
諸会費		3,411
図書費		4,795
営業費用計		4,306,510
一般管理費		
給料		991,776
役員報酬		35,238
給料・手当		867,784
賞与		88,754
交際費		4,692
旅費交通費		44,266
租税公課		27,867
不動産賃借料		129,195
役員退職慰労引当金繰入		3,250
退職給付費用		30,583
賞与引当金繰入		367,428
固定資産減価償却費	＊1	29,983
法定福利費		206,492
福利厚生費		6,595
諸経費		175,111
一般管理費計		2,017,243
営業利益		1,947,570
営業外収益		
受取配当金		46,041
受取利息		573
雑益		3,206
営業外収益計		49,820
営業外費用		
雑損		35,437
営業外費用計		35,437
経常利益		1,961,954
税引前中間純利益		1,961,954
法人税、住民税及び事業税		954,282
法人税等調整額		△188,766
法人税等合計		765,515
中間純利益		1,196,438

（ハ）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

当中間会計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）	
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	443,612
当中間期変動額	

剰余金の配当	56,387
当中間期変動額合計	56,387
当中間期末残高	500,000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,545,729
当中間期変動額	
剰余金の配当	△964,173
中間純利益	1,196,438
当中間期変動額合計	232,264
当中間期末残高	6,777,994
利益剰余金合計	
当期首残高	6,989,342
当中間期変動額	
剰余金の配当	△907,786
中間純利益	1,196,438
当中間期変動額合計	288,651
当中間期末残高	7,277,994
株主資本合計	
当期首残高	8,989,342
当中間期変動額	
剰余金の配当	△907,786
中間純利益	1,196,438
当中間期変動額合計	288,651
当中間期末残高	9,277,994
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,215
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	494
当中間期変動額合計	494
当中間期末残高	1,710
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,215
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	494
当中間期変動額合計	494
当中間期末残高	1,710
純資産合計	
当期首残高	8,990,558
当中間期変動額	
剰余金の配当	△907,786
中間純利益	1,196,438
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	494
当中間期変動額合計	289,146
当中間期末残高	9,279,704

（ニ）重要な会計方針

	当中間会計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）
１．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については、３年間で均等償却する方法を採用しております。 (2) 長期前払費用 定額法
３．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
４．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	当中間会計期間 （平成25年９月30日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額	建物　112,113千円 器具備品　438,081千円
※２　消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

	当中間会計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）
※１　減価償却実施額	有形固定資産　29,983千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間
（自　平成25年４月１日
至　平成25年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	当中間会計期間増加（株）	当中間会計期間減少（株）	当中間会計期間末（株）
普通株式	38,300	-	-	38,300

２．配当に関する事項

(1)　配当金支払額

平成25年６月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）　配当金総額・・・・・・・・・・・907,786千円
（ロ）　１株当たり配当額・・・・・・・23,702円
（ハ）　基準日・・・・・・・・・・・・・平成25年３月31日
（ニ）　効力発生日・・・・・・・・・・・平成25年６月28日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成25年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1)現金・預金	6,848,016	6,848,016	—
(2)未収委託者報酬	1,740,897	1,740,897	—
(3)未収収益	2,776,567	2,776,567	—
(4)未収入金	27,471	27,471	—
(5)投資有価証券			
その他有価証券	24,232	24,232	—
(6)敷金	288,908	214,811	74,096
(7)未払金	(1,622,139)	(1,622,139)	—

（＊）負債で計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4)未収入金及び(7) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券
時価の算定方法につきましては「（ニ）重要な会計方針」の「１．資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(6) 敷金
当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

（注２）子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（中間貸借対照表計上額　31,189千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）
当中間会計期間（平成25年９月30日）
１．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券
子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（中間貸借対照表計上額31,189千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	22,189	19,369	2,820
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	2,043	2,200	△156
合計		24,232	21,569	2,663

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
当中間会計期間（自　平成25年４月１日　　至　平成25年９月30日）
当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。
当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]
当中間会計期間（自　平成25年４月１日　　至　平成25年９月30日）
１．製品及びサービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）
１株当たり純資産額	242,289円93銭
１株当たり中間純利益金額	31,238円60銭
	潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	1,196,438千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式にかかる中間純利益	1,196,438千円
期中平均株式数	38,300株

5 その他

＜訂正前＞

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（略）

＜訂正後＞

(1)定款の変更

平成26年４月１日付で、定款について次の変更を行いました。

・公告の方法の変更（日本経済新聞に掲載する方法から、電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載）に変更。）

（略）

第２【その他の関係法人の概況】

１ 名称、資本金の額及び事業の内容

＜訂正前＞

(1) 受託会社

・名称　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

・資本金の額　324,279百万円（平成25年３月末日現在）

・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

・名称　日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額　10,000百万円（平成25年３月末日現在）

・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(※)	事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(※)平成25年３月末日現在

(3) 投資顧問会社

・名称　Tokio Marine Rogge Asset Managenent Limited

・資本金の額　30万英ポンド（平成25年３月末日現在）

・事業の内容　投資運用業を営んでいます。

＜訂正後＞

(1) 受託会社

・名称　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

・資本金の額　324,279百万円（平成25年９月末日現在）

・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

・名称　日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額　10,000百万円（平成25年９月末日現在）

・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(※)	事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(※)平成25年９月末日現在

(3) 投資顧問会社

・名称　Tokio Marine Rogge Asset Managenent Limited

・資本金の額　**30万英ポンド（平成25年９月末日現在）**

・事業の内容　**投資運用業を営んでいます。**

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成26年４月30日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　和田　　渉 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上Roggeニッポン海外債券ファンド（為替ヘッジあり）（年１回決算型）の平成25年９月12日から平成26年３月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上Roggeニッポン海外債券ファンド（為替ヘッジあり）（年１回決算型）の平成26年３月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年９月12日から平成26年３月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．中間財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（中間）へ

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成25年12月９日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　荒川　進 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成25年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。